

## 石川県立看護大学における事務職員の行動規範

本学事務局は、大学が社会的存在であるのみならず、公立大学としてその基盤的資産や経費の相当部分を税金というかたちで県民から付託されているということを深く認識し、自らの使命を自覚してその職責の遂行に全力を尽くさなければならない。同時にいかなる差別をも行うことなく、基本的人権を尊重し、法令を遵守し、社会的規範にも十分な配慮を払いつつ、本学の理念実現に男女が等しく協働して参画する組織を目指すものである。高い倫理性と清廉性を保持し、かつ効率的で機能的な事務局を構築する。

### (組織体制)

1 本学が教育・研究・地域連携・国際連携等に存在意義を示し、競争力を持った活力ある大学となるための更なる改革を遂行するために、これまでの事務組織を根本から見直し、大学全体の戦略体制と教育・研究組織に対応しながら、事務組織が機能的かつ大学管理・運営の骨格となるべく、次の方針の下行動するものとする。

- ① 企画戦略体制への積極的参画
- ② 地域貢献・国際協力支援体制の充実
- ③ 機動的財務運営体制の確立
- ④ 学内情報基盤の充実
- ⑤ 人的資源の最大限の活用

### (事務局職員)

#### 1 意識改革

事務局職員は、自らが率先して従来の意識を改革・払拭し、本学のために「何ができるか」、「何をすべきか」、「変わる義務ではなく、変える責任がある」ことを深く自覚するとともに、教育・研究基盤の充実など自らに与えられた使命の達成に向けて、それぞれが高い専門性と広い視野、厳しいコスト意識や説明責任意識をもって、課題を発見・解決し、その職責を全うできるよう、常に自己研鑽と技量向上に努める。

#### 2 基本的人権、法令遵守の徹底

事務局職員は、いかなる差別や基本的人権の侵害を排し、各種法令の遵守を徹底するとともに、本学の理念実現に向けて男女が等しく協働して参画し得る職場環境を整備する。